

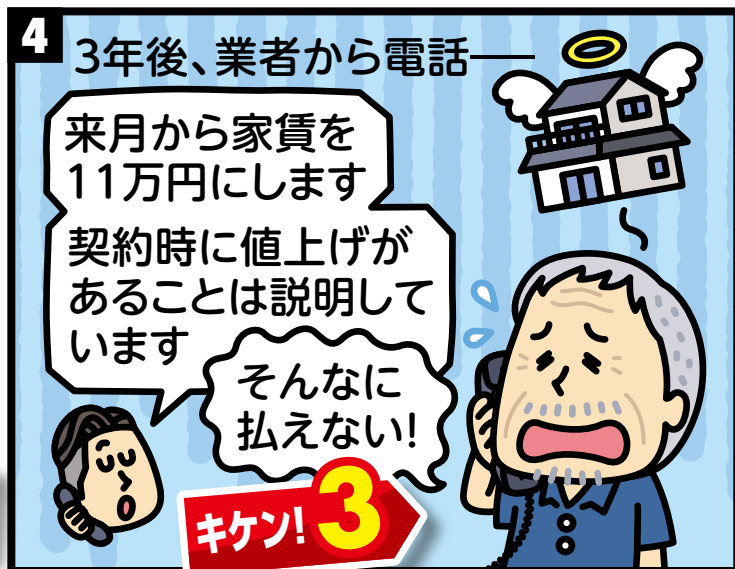
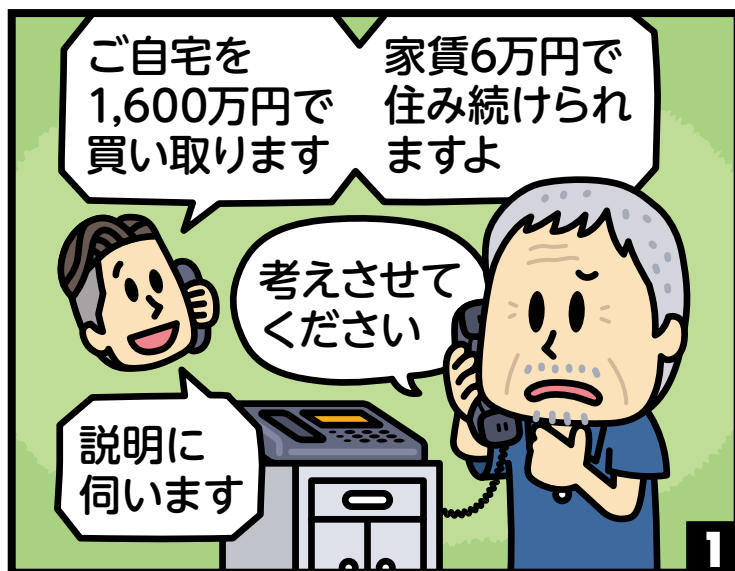


自宅売却(リースバック契約)の 強引な勧誘にご注意!!

埼玉県消費生活センター
「お助けかわらばん」



埼玉県消費生活センター
「お助けかわらばん」



- 1 迷惑な勧誘はきっぱりと断り、今後勧誘しないよう伝える
- 2 自宅を不動産業者に売却した場合 クーリング・オフはできません
- 3 売却後も住み続けたい場合は 家賃を支払い続けられるか確認

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります。

い や や!
TEL 188

皆さんからの相談情報が同様の被害防止につながります。

今月の標語

家売って
住む場所なくすは
悲劇です

知っていますか？

クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、特定の取引において、一定期間内であれば、消費者から無条件で申し込みの撤回や契約解除できる制度です

クーリング・オフの対象となる主な取引

訪問販売

キャッチセールス等含む

電話勧誘販売

内職商法、
モニター商法等

エステ、語学教室、家庭教師、
学習塾、パソコン教室、
結婚相手紹介サービス、
美容医療の一部

訪問購入(訪問買取)

マルチ商法、
ネットワークビジネス

要注意！

クーリング・オフの対象にならない 主な取引

- 通信販売（返品・解約は広告等の「返品特約」に従うことになります）
- 店舗での購入
- 開封・使用した健康食品、化粧品、履物など
- 個人による不動産の売却
- クーリング・オフ期間が過ぎた取引　ほか

クーリング・オフの対象になるかどうか、クーリング・オフのやり方など、困ったときは… **消費者ホットライン** ☎ **188** に相談しましょう！

